

専門研修地域連携病院体制整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、中立的な第三者機関がその評価・認定を統一的に行う、新専門医制度の仕組みが円滑に構築されるよう、指導医派遣等を行う医療機関を支援することにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図るため、国が定める医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱及び専門医認定支援事業実施要綱に基づき実施する専門医認定支援事業に要する経費について、当該事業者に対し、予算の範囲内において専門研修地域連携病院体制整備支援事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、県内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。

(交付対象事業)

第3条 交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 医師不足地域の研修医療機関において、地域医療に配慮した形で専門研修を促進するため、下記のいずれかの方法で指導医の派遣等を行う事業
 - ア 県（地域医療支援センター等）と連携しつつ行われる指導医の派遣
 - イ 県（地域医療支援センター等）と連携しつつ行われる指導医による出張指導
- (2) 県の策定したキャリア形成プログラムに基づき、研修医療機関において専門医研修を促進するため、下記のいずれかの方法で指導医の派遣等を行う事業
 - ア 指導医の派遣
 - イ 指導医による出張指導

(交付対象等)

第4条 補助金の基準額、交付対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとし、補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出された額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1欄の基準額と第2欄の対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- 2 補助金の交付対象は、原則、実際に専攻医を受け入れる医療機関への指導医の派遣等かつ専攻医を受け入れる期間に限るものとする。

(交付の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第3号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第9条 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

- (1) 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(2) 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告しなければならない。

また、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、知事に報告があった場合においては、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年9月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>要綱第3条(1)(2)に定める事業</p> <p>1か所当たり3,561千円</p> <p>(産婦人科・小児科の場合)</p> <p>1か所当たり5,135千円</p> <p>なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。</p>	<p>指導医の派遣等（代替医師雇上及び出張指導）に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給</p> <p>職員諸手当</p> <p>非常勤職員手当</p> <p>諸謝金</p> <p>旅費</p> <p>社会保険料</p>	<p>2分の1</p>

(様式第 1 号)

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

住所
名称
代表者氏名 印

年度専門研修地域連携病院体制整備支援事業補助金交付申請書

このことについて、 年度専門研修地域連携病院体制整備支援事業を次のとおり実施したいので、専門研修地域連携病院体制整備支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金所要額調書 (様式第 1 号 別紙 1)
- (2) 指導医派遣等事業計画書 (様式第 1 号 別紙 2)
- (3) 対象経費支出予定額明細書 (様式第 1 号 別紙 3)
- (4) 歳入歳出予算 (見込) 書の抄本
- (5) その他参考となる資料

指導医派遣等事業計画書

補助事業者名:

診療科名:

(1) 県による指導医の派遣・出張指導の調整(要請)状況

①派遣先医療機関	②住所	③要請期間	④二次医療圏 <small>※医師不足地域に限る</small>
⑤当該派遣等が地域医療に与える改善点		⑥要請先医療機関	⑦要請(依頼)時期

(2) 指導医等派遣計画

①派遣先医療機関 (診療科)	②派遣元医療機関	③派遣(予定)対象者 (出張指導者)	④期間	⑤区分 (派遣/出張指導)

※一つの施設が複数計画の派遣等を実施する場合は、計画ごとに本計画書を作成すること。

※(1)④の「二次医療圏」欄については、「二次医療圏別人口10万人当たり医師数一覧表」のうち、医師不足とされる医療圏、又は別に定める離島その他のへき地地域に限るものとする。

※(2)「指導医等派遣計画」については、(1)⑥⑦の要請に対し、(2)②の派遣元病院が内諾した内容を記入すること。

※交付要綱第3条第1項第2号のキャリア形成支援プログラムに基づく指導医の派遣等の場合は、(1)③④⑥⑦の要請欄の記載は不要。

対象経費支出予定額明細書

補助事業者名:

診療科名:

・指導医派遣等に要する費用(予定)

(1) 支出

単位:円

区分	支出予定額 (A)	基準額 (B)	選定額 (A)と(B)のいずれか 少ない方の額	摘要 支出予定額について 算出基礎を記載すること
(指導医派遣・出張指導等経費)	円	円	円	
職員基本給				
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金				
旅費				
社会保険料				
合 計	0		0	

(2) 収入

単位:円

区分	収入見込額	摘要(算出基礎を記載すること)
寄付金その他の収入		
計		

(様式第2号)

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

住所
名称
代表者氏名 印

年度専門研修地域連携病院体制整備支援事業補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け医第 号で交付決定のあった 年度専門研修地域連携病院体制整備支援事業補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、専門研修地域連携病院体制整備支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 添付書類
(様式第1号に準じる。)

(注)：関係書類は、別記様式第1号に準じて作成し、補助金交付決定通知のあった事業内容（経費の配分）と変更しようとする事業内容（経費の配分）とを比較対照出来るよう二段書き（変更前を括弧書きで上段）で記載すること。

(様式第3号)

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

住所
名称
代表者氏名 印

年度専門研修地域連携病院体制整備支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け医第 号で交付決定のあった 年度専門研修地域
連携病院体制整備支援事業補助金の対象事業を完了したので、専門研修地域連携病院体
制整備支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助金精算額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金所要額精算書 (様式第3号 別紙1)
- (2) 指導医派遣等実績報告書 (様式第3号 別紙2)
- (3) 対象経費支出額明細書 (様式第3号 別紙3)
- (4) 歳入歳出決算書の抄本
- (5) その他参考となる資料
 - ・ 指導医派遣対象医師の就業証明書
 - ・ 代替雇用医師の就業証明書
 - ・ 指導医派遣先研修医療機関における専攻医の就業証明書 等

指導医派遣等実績報告書

補助事業者名:

診療科名:

(1) 県による指導医の派遣・出張指導の調整(要請)状況

①派遣先医療機関	②住所	③要請期間	④二次医療圏 <small>※医師不足地域に限る</small>
⑤当該派遣等が地域医療に与える改善点		⑥要請先医療機関	⑦要請(依頼)時期

(2) 指導医等派遣実績

①派遣先医療機関 (診療科)	②派遣元医療機関	③派遣対象者 (出張指導者)	④期間	⑤区分 (派遣/出張指導)

※一つの施設が複数計画の派遣等を実施する場合は、計画ごとに本計画書を作成すること。

※(1)④の「二次医療圏」欄については、「二次医療圏別人口10万人当たり医師数一覧表」のうち、医師不足とされる医療圏、又は別に定める離島その他のへき地地域に限るものとする。

※(2)「指導医等派遣実績」については、(1)⑥⑦の要請に対し、(2)②の派遣元病院が内諾した内容を記入すること。

※交付要綱第3条第1項第2号のキャリア形成支援プログラムに基づく指導医の派遣等の場合は、(1)③④⑥⑦の要請欄の記載は不要。

対象経費支出額明細書

補助事業者名:

診療科名:

・指導医派遣等に要した費用(実績)

(1) 支出

単位:円

区分	支出額 (A)	基準額 (B)	選定額 (A)と(B)のいずれか 少ない方の額	摘要 支出予定額について 算出基礎を記載すること
(指導医派遣・出張指導等経費)	円	円	円	
職員基本給				
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金				
旅費				
社会保険料				
合 計	0		0	

(2) 収入

単位:円

区分	収入額	摘要(算出基礎を記載すること)
寄付金その他の収入		
計		

(様式第4号)

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

住所
名称
代表者氏名 印

年度専門研修地域連携病院体制整備支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け医第 号で交付決定のあった 年度専門研修地域
連携病院体制整備支援事業補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1 概算払請求額

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ① - ② = ③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払を必要とする理由

4 支払いの方法

口座振替

振込先金融機関名

預金種別

口座名 (よみがな)

口座番号

当座 ・ 普通

()

(様式第5号)

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

住所
名称
代表者氏名 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け医第 号で交付決定のあった 年度専門研修地域連携病院体制整備支援事業費補助金（国事業名：医療施設運営費等補助金・専門医認定支援事業）について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、次のとおり報告します。

1 事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要委託費返還相当額）

金 円

3 添付書類

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書（別紙）
- ・記載内容を確認するための書類

特定収入割合が5%を超える場合は、特定収入割合の計算表 等

(別 紙)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書

- 1 補助事業者
- 2 補助事業者の所在地
- 3 補助事業名
- 4 県補助金確定額
- 5 仕入控除額の概要 (返還なしの場合の理由)